

新（平成27年8月21日農林水産省告示第2011号）	旧
<p>一 （略）</p> <p>二 生産行程の管理又は把握の実施方法</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。</p> <p>三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数</p> <p>1 生産行程管理担当者</p> <p><u>生産行程の管理又は把握を担当する者（以下「生産行程管理担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上（農林物資の規格化等に関する法律施行規則第27条第2号又は第3号に掲げる生産行程管理者が複数の生産に係る施設を管理し、又は把握している場合にあっては、当該管理し、又は把握する生産に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていること。</u></p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学で畜産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産（食鳥処理を含む。以下同じ。）又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に3年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(3) （略）</p> <p>2 生産行程管理責任者</p> <p>(1) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合にあっては、その者が生産行程管理責任者として、<u>認定機関が指定する講習会（以下「講習会」という。）において地鶏肉の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了していること。</u></p> <p>(2) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合にあっては、生産行程管理責任者として、生産行程管理担当者の中から、講習会において地鶏肉の生産行程の管理又は把握に関する課程を<u>修了した者が1人選任されていること。</u></p> <p>四 （略）</p> <p>五 格付を担当する者の資格及び人数</p> <p>1 格付担当者</p> <p><u>格付を担当する者（以下「格付担当者」という。）として、三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、講習会において地鶏肉に係る格付に関する課程を修了したものが1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産に係る施設を管理し、又は把握する場合にあっては、当該管理し、又は把握する生産に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていること。</u></p> <p>2 格付責任者</p>	<p>一 （略）</p> <p>二 生産行程の管理又は把握の実施方法</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 内部規程の適切な見直しが定期的に行われること。</p> <p>三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数</p> <p>1 生産行程管理担当者の資格及び人数</p> <p><u>生産行程管理担当者として、次のいずれかに該当する者が1人以上（農林物資の規格化等に関する法律施行規則第27条第2号又は第3号に掲げる生産行程管理者が複数の生産に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該管理し、又は把握する生産に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていること。</u></p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学若しくは旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による<u>専門学校以上の学校</u>で畜産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産（食鳥処理を含む。以下同じ。）又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による<u>中等学校</u>を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に3年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(3) （略）</p> <p>2 生産行程管理責任者</p> <p>(1) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合には、その者が生産行程管理責任者として、<u>認定機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において地鶏肉の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了していること。</u></p> <p>(2) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合には、生産行程管理責任者として、生産行程管理担当者の中から、講習会において地鶏肉の生産行程の管理又は把握に関する課程を<u>修了したものが1人選任されていること。</u></p> <p>四 （略）</p> <p>五 格付を担当する者の資格及び人数</p> <p>1 格付担当者の資格及び人数</p> <p><u>格付担当者として、三の1の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当する者であって、講習会において地鶏肉に係る格付に関する課程を修了したものが1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産に係る施設を管理し、又は把握する場合には、当該管理し、又は把握する生産に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていること。</u></p> <p>2 格付責任者</p>

格付担当者が複数置かれている場合にあつては、格付担当者の中から、格付責任者として1人選任されていること。

格付担当者が複数置かれている場合には、格付責任者として1人選任されていること。